

# 速度取締り指針

令和6年7月  
長門警察署

## 速度取締り重点路線

※ 重点路線以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがあります。

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道191号	6:00 ~ 20:00	三隅・日置・油谷地区	50・60km/h
国道316号	6:00 ~ 20:00	渋木地区	60km/h
県道下関・長門線	8:00 ~ 17:00	俵山地区	50・60km/h
	7:00 ~ 17:00	俵山地区(俵山小学校校区)	50km/h

- 国道191号、国道316号で人身事故が多発しているため、同路線で時間・場所をランダムに変更して速度取締りを行います。
- 通学路、生活道路での取締り要望には迅速に対応するとともに、学童保護のため、通学路における速度取締りも定期的を実施します。

## 管内における交通事故実態と分析結果（令和5年～令和6年6月末）

※ ●：交通事故多発エリア



- 国道191号上は、仙崎交差点付近、正門市交差点付近で事故が多発しているため、各交差点付近の取締りを強化します。
- 国道316号上は、板持交差点付近で事故が多発しているため、交差点関連取締りをはじめ、速度取締りを実施します。

【抽出条件】

- ・ 交通事故：令和5年～令和6年6月末(私道と駐車場を除く、令和6年は物損事故を除く)
- ・ 交通事故多発エリア：半径100m以内で5件以上事故が発生しているエリア

## その他の交通指導取締り

- 人身事故の発生が多い国道、特に多発箇所や多発時間帯にフォーカスした交通指導取締りを行います。
- 交通事故に直結する可能性の高い、横断歩行者妨害、信号無視、携帯違反の取締りを強化します。
- 飲酒運転や無免許運転等、悪質交通違反の取締りを強化します。